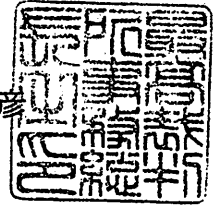


平成30年12月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

12月13日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考えている。

2 理由

(1) 開示申出の内容

非常勤裁判官及び調停委員が退任する場合、手元の調停記録は全部、廃棄しなければならないことになっていることが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、11月14日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所においては、非常勤裁判官（民事調停官及び家事調停官を指すと解される。）及び調停委員が退任する場合に手元の調停記録を全部廃棄しなけ

ればならない旨を明文で定めておらず、また、下級裁判所等からその旨を定めた文書も取得していない。

したがって、申出に係る文書を作成又は取得しておらず、原判断は相当である。